炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）	非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）			
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	
七モードによる測定	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であって、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であって、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であって、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	
一キロワット時当たり〇・八〇グラム	一キロワット時当たり〇・九グラム	一キロワット時当たり〇・九グラム	一キロワット時当たり〇・二五グラム	

				窒素酸化物
	軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	
七モードによる測定	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であって、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・八を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定であって、暖機状態でのNRTCモードによる排出ガス量に〇・八を乗じた値と冷機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値		
一キロワット時当たり〇・八〇グラム	一キロワット時当たり〇・二五グラム	一キロワット時当たり〇・二五グラム		